

吹田市入札心得書

(目 的)

第1条 この心得書は、吹田市(以下「市」という。))が発注する制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。))が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、吹田市財務規則及びその他の関係法令並びにこの心得書を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、市の指示に従い円滑な入札に協力するとともに公正な入札を妨害するような行為をしてはならない。

3 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。))その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、この心得書及び仕様書等を十分検討し、また契約締結に必要な条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。

3 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

4 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札保証金)

第4条 入札保証金の納付は、吹田市財務規則第98条(第108条において準用する場合を含む。))の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しない場合は、違約金として入札書記載金額の100分の3に相当する額を徴収するものとする。

(入札参加資格)

第5条 公募に係る入札参加希望者は、入札に係る公告又は公表した指定期日までに、指定した確認書類を市に提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 市は、前項の入札参加資格の有無の決定を行ったときは、当該申請をした者に通知する。

3 次の各号に該当する者は入札に参加することができない。

(1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者

(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当する者

(3) 第1項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有さない者

(4) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者

(5) 当該入札において他の入札参加者の代理を行っている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れのある者又はなした者

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができるものとし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

2 入札を辞退するときは、文書により申し出るものとし、貸与した設計図書等があるときは速やかに返却しなければならない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

(入札前の確認手続)

第7条 第5条の規定により入札参加資格があると認められた入札参加者は、指定する日時及び場所を厳守し、担当職員の指示に従い、円滑な入札の執行に協力しなければならない。

2 入札参加者が代理人の場合は、指定様式の委任状を提出しなければならない。

3 貸与した設計図書等がある場合は、これを返却しなければならない。

(入札書の提出)

第8条 入札書の提出は、入札書は封筒から出し、入札書のみを入札箱に入れるものとし、入札箱に投入された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

2 入札書の記載金額は、消費税等相当額を除いた額とする。

3 入札に際し、当該入札の根拠となる積算内訳書その他指定する書類の提出を入札条件としている場合は、入札書と同時に指定する方法により提出しなければならない。

(入札の取り止め)

第9条 入札参加者が、第2条又は第3条に抵触した恐れがあるとき等、市が必要と認める場合は入札の執行を延期し、若しくは入札を取り止めることができる。この場合において、市が必要と認めるときは、当該入札に関する調査を行うことができるものとする。

2 前項の規定により市が調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。

(開 札)

第10条 開札は、入札書提出期限を経過した場合又は全ての入札参加者が入札書を提出した場合に、直ちにその場で入札参加者の立ち会いのもとに行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(無効の入札)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1)入札参加資格を有しない者が行った入札

(2)委任状を提出しない代理人のした入札

(3)指定様式以外での入札

(4)記名、押印を欠く入札（朱肉を使用しない押印を含む。）

(5)金額を訂正した入札、又は金額の記載が不明瞭な入札（容易に消去できる文具で記載された入札を含む。原則として、黒のインク又はボールペンとする。）

(6)誤字、脱字などにより意思表示が明確でない入札書による入札

(7)所定の日時を過ぎて提出された入札、所定の場所に提出しない入札

(8)一の入札に対して2通以上の入札書を提出した入札

(9)入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札

(10)再度入札において、前回の最高価格以下の価格でした入札

(11)公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札

(12)同一入札に参加する複数の者の関係（共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。）が、次のいずれかに該当する者が行った入札。ただし、入札書を提出するまでに、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効とする。

ア 親会社と子会社（会社法及び会社法施行規則の規定による親会社及び子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(13)同一入札に参加する事業協同組合とその組員又は同一の組員が重複して加入している事業協同組合同士が行った入札

(14)同一入札に参加する共同企業体とその構成員又は同一の構成員が重複して結成している共同企業体同士が行った入札

(15)積算内訳書の提出を求めた場合であって、当該積算内訳書に記載された合計金額（税抜）と入札額が同額でなくてはならないとした入札において、それぞれ異なる価格で行った入札

(16)前各号に掲げるもののほか、市が指示した条件に違反して入札した者の入札
（失格の入札）

第11条の2 予定価格を公表した入札において、予定価格を下回る入札は失格とする。

（再度入札等）

第12条 予定価格を公表しない入札の開札を行った結果、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとし、再度の入札は1回とする。ただし、予定価格を公表した入札は再度の入札は行わない。

2 次の各号のいずれかに該当する入札を行った者は、再度の入札に参加することができない。

(1) 第11条の規定により無効とされた入札を行った者

(2) 最低制限価格を設定した入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした者

3 第1項に基づく手続を行った後においても落札者がいない場合は、最高の価格をもって入札した者と随意契約を行うための交渉をすることができるものとする。

（落札者の決定）

第13条 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上で最高価格のものを落札者とする。ただし、最低制限価格を適用していない入札において、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められる場合は、予定価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とすることができるものとする。

2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格で入札した者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格での入札は失格とする。ただし、失格を理由として不利益な扱いは受けないものとする。

3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入

札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはない。

- 4 落札額は、前項の規定により決定した落札者の入札書記載金額に消費税等相当額を加算した金額とする。
なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、市から交付された契約書については契約書頭書記載の契約日（以下「契約日」という。）までに、配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合については、その調書を落札後速やかに記名押印のうえ市に提出しなければならない。契約に必要なその他の書類については、落札決定の日から10日以内に提出するものとする。ただし、市の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求められた場合には、契約日までにその誓約書を提出するものとする。

- 3 落札者が前項に規定する誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

(契約保証金)

第15条 落札者は、落札決定後速やかに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

(4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 3 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。ただし、還付する契約保証金には利息は付さないものとする。

- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、第1項に規定する契約保証金の額を減額する。

(1) 建設工事の請負契約以外の契約を指名競争入札又は随意契約の方法により締結する場合であって、契約の相手方が指名競争入札参加有資格者であって過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結してその全てを誠実に履行したものであり、契約金額が10,000,000円以上であるとき 契約金額に100分の3を乗じて得た額以上とする。

(2) その他契約担当者が特に必要であると認めるとき 契約担当者が適当と認める額とする。

第15条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

(1) 法令に基づき代金の納付について延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(2) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(3) 随意契約の方法により契約を締結する場合において、その締結の日から15日以内に契約が履行されるとき。

(4) 国又は他の地方公共団体と契約を締結するとき。

(5) 建設工事の請負契約を締結する場合であって、設計金額が1,300,000円以下であるとき。

(6) 建設工事の請負契約以外の契約を指名競争入札又は随意契約の方法により締結する場合であって、契約の相手方が指名競争入札参加有資格者であって過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結してその全てを誠実に履行したものであり、契約金額が10,000,000円未満であるとき。

(7) 前号に掲げる場合を除き、建設工事の請負契約以外の契約を指名競争入札又は随意契約の方法により締結する場合であって、契約金額が5,000,000円未満であるとき。

(8) その他契約担当者が特に必要があると認めるとき。

(契約の確定)

第16条 契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(落札決定の取り消し)

第16条の2 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者（落札者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。）が次の各号のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

(1) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

(2) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

(3) 第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき

(4) 配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合に、その調書を提出しないとき

(5) 正当な理由がなく、第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

2 前項の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により落札の決定を取り消した場合において、随意契約により契約の相手方を決定しようとするときは、吹田市工事請負契約等に係る発注要領第22条第7号に規定する手続きによる。

(契約の解除)

第17条 契約締結後、当該入札において第11条第11号に該当する行為があったと認められるときは、市は契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したときは、第15条第1項第1号に定める契約保証金は市に帰属するものとする。また、契約保証金が減額された者又は契約の保証が免除された者である場合は、契約金額の100分の10に相当する額以上の違約金を徴収するものとする。

(賠償額の予定等)

第18条 落札者は、独占禁止法に規定する排除措置命令等が確定したとき若しくは刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したときは、市が当該契約を解除するか否かにかかわらず、当該契約書に定めるところにより、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を市に支払わなければならない。

2 市に生じた実際の損害額が前項に定める額を越える場合、落札者は、その超過分を支払わなければならない。

3 前各項の規定は、契約に係る履行が完成した後においても、同様とする。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第19条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年吹田市条例第19号)

第2条の規定に該当する契約は、第16条の規定にかかわらず、議会の議決後に本契約としての効力が生ずるものとし、落札者の決定日から本契約までの間は、仮契約としての効力を有するものとする。

2 市は、落札者が本契約までの間に、前条第1項のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除することができる。

3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。

4 第2項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除した場合において、随意契約により契約の相手方を決定しようとするときは、前条第3項に規定する手続きによる。

(異議の申立)

第20条 入札参加者は、入札後、この心得書、設計図書、仕様書、現場、契約書及びその他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として、異議申し立てをすることはできない。